第９　動力消防ポンプ設備

１　水源

第１屋内消火栓設備１（⑸を除く。）に準ずるほか、地盤面より下に設けられる水源の有効水量は、次によること。◆

⑴　地盤面から落差５メートル未満の場合は、水源の下端から 0.5 メートル以内の部分は有効水量に含めない。◆

⑵　地盤面から落差５メートル以上ある場合は、落差 4.5 メートル以内の部分を有効水量とする。◆

⑶　吸管投入孔を設ける場合は、直径 60 センチメートルの円が内接することができる大きさ以上とすること。◆

２　設置場所

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）の設置場所は、次によること。

⑴　設置する水源ごとに当該水源の直近又は容易に接近できる場所とすること。◆

⑵　雨水等の影響を受けるおそれのない場所又は同等以上の措置をした場所に設置すること。◆

３　器具

⑴　吸管は、前記１の水源水量を有効に採水できる長さ及び構造のものとすること。◆

⑵　ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が、当該動力消防ポンプの規格放水量が 0.5 立方メートル毎分以上のものにあっては 100 メートル、0.4 立方メートル毎分以上 0.5 立方メートル毎分未満のものにあっては 40 メートル、0.4 立方メートル毎分未満のものにあっては 25 メートルの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

なお、「有効に放水することができる長さ」とは、ホースそのものの長さに放水距離の５メートルを加えた長さとする。ただし、仕様書等により有効に放水できると認められるものにあってはこの限りでない。◆

４　表示

⑴　動力消防ポンプを収納する部分には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示すること。◆

⑵　水源の付近には次の表示をすること。

ア　「動力消防ポンプ用水源」である旨を見やすい位置に、かつ、容易に判別できる文字で表示すること。◆

イ　前記１⑶の吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔の蓋付近に「吸管投入口」の表示をすること。◆

⑶　前⑴及び⑵の文字の大きさは、５センチメートル角以上とすること。◆

５　性能

令第 20 条第３項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和 61 年自治省令第 24 号）第 21 条の別表（下表参照）に定める規格放水性能における規格放水量とすること。

ポンプの級別	放水性能			
	規格放水性能		高圧放水性能	
	規格放水圧力（ＭＰａ）	規格放水量（㎥／分）	高圧放水圧力（ＭＰａ）	高圧放水量（㎥／分）
Ａ－１	0.85	2.8 以上	1.4（直列並列切替え型のポンプは、1.7）	2.0（直列並列切替え型のポンプは、1.4）以上
Ａ－２	0.85	2.0 以上	1.4（直列並列切替え型のポンプは、1.7）	1.4（直列並列切替え型のポンプは、1.0）以上
Ｂ－１	0.85	1.5 以上	1.4	0.9 以上
Ｂ－２	0.7	1.0 以上	1.0	0.6 以上
Ｂ－３	0.55	0.5 以上	0.8	0.25 以上
Ｃ－１	0.5	0.35 以上	0.7	0.18 以上
Ｃ－２	0.4	0.2 以上	0.55	0.1 以上
Ｄ－１	0.3	0.13 以上		
Ｄ－２	0.25	0.05 以上		

注：令第 20 条第１項第１号に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものは、上記表中の規格放水量が 0.2 ㎥／分以上のポンプ（Ｃ－２級以上）、同条同項第２号に掲げる建築物に設置するものは、上記表中の規格放水量が 0.5 ㎥／分以上のポンプ（Ｂ－３級以上）とすること。